平成２１年（フ）第７７４号
埼玉県ふじみ野市うれし野２―10―２　リズムタワー２―703、住民票上の住所埼玉県川越市砂新田６丁目14番地16
破産者　鈴木ちよ子
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８３５号
埼玉県川越市新富町２丁目30番地３サンスプレンダー新富706号室
破産者　七五三木規子
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３５０６号
横浜市神奈川区松見町３丁目１番地の７
破産者　小杉　陽一
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５０７号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目26番６号　ヴィラ東寺尾406、開始決定時の住所横浜市神奈川区松見町３丁目１番地の７
破産者　小杉　文世
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５５６号
静岡県沼津市大岡1961番地　白木屋ハイツⅡ―207号、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市庄栄町10―40
破産者　野澤　正男
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５９２号
愛知県瀬戸市瘤木町83番地
破産者　安藤　達治
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１号
北海道旭川市旭町１条19丁目2156番地の120
破産者　大西　洋市
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８１号
北海道士別市多寄町35線西４番地
破産者　須田　吉春
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３２号
北海道旭川市春光５条７丁目８番９号　ハイツルシール203、住民票上の住所北海道上川郡美瑛町大町１丁目18番19号
破産者　伊藤　博樹
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３３７号
北海道釧路市住之江町５番10号
破産者　大脇　義信
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１８６号
釧路市光陽町４―２　サンライズマンション101、破産手続開始決定時の住所釧路市大楽毛５丁目５番23号
破産者　大矢　千明
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２２８号
釧路市新富士町５丁目３番12号
破産者　木村伊都子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３１３号
釧路市鳥取北９丁目１番23号
破産者　貞金　　聡
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１１１号
北海道帯広市西17条南３丁目24番４号　カミニート白樺101
破産者　森本　裕子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
北海道広尾郡大樹町字振別37番地21
破産者　武田　美保（旧姓小森）
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２０年（フ）第４１４号
秋田県潟上市天王字大長根１番地27
破産者　江畑　惣孝
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８１号
秋田市土崎港南２丁目２番32号　南二丁目ハイツ202
破産者　工藤百合子
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１４号
秋田市高陽青柳町15番６号
破産者　武田　邦夫
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６号
埼玉県川口市戸塚５丁目３番30号　モア・ステージ陣屋105号、破産手続開始決定時の住所栃木県那須塩原市三島２丁目９番24号　グランセル101号
破産者　家久来正一
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係